

関西労災病院の存続と機能の充実強化に関する意見書

労災病院は、職業性疾病の予防をはじめ、労働災害による被災者の治療からリハビリテーションに至る、一貫した労災医療に取り組んでいます。また、技術革新の進展など労働事情の変化に伴う新たな職業性疾病や作業関連疾患など働く人々を取り巻く多様な医療ニーズに応えています。

その中で、昭和28年に開院した関西労災病院は、現在一日平均1,900人の患者を受け入れ、本市において公的医療機関として地域の高度医療拠点になっており、勤労者医療の推進に努めています。また、救急医療に関しては、循環器疾患、脳卒中を中心とした対応の強化を図るなど、市民福祉の向上に大きく貢献しており、欠かすことのできない医療機関であります。

しかしながら、政府において、平成13年12月19日に特殊法人等整理合理化計画が閣議決定され、その中で労災病院を運営する労働福祉事業団が独立行政法人である労働者健康福祉機構に移行するに当たり、再編の対象外となる労災病院については廃止し、地域医療機関として必要なものは民営化又は民間・地方に移管する方針を打ち出しているため、患者や地域住民等への影響が懸念されているところであります。

よって、政府におかれては、関西労災病院が担っている当地域における機能を十分に考慮して、同病院の存続と一層の機能の充実強化を図るため、特段の措置を講じられますよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成15年3月4日

尼崎市議会議長

安 田 勝

内閣総理大臣 小 泉 純一郎
総 務 大 臣 片 山 虎之助
厚生労働大臣 坂 口 力
行政改革担当大臣 石 原 伸 晃

様